

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

被 告 鳥 取 県

平成19年12月12日付け事務連絡に対する回答

平成19年12月17日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

原告宮部龍彦に関する訴えは取り下げない。理由は次の通りである。

請求の趣旨にある公文書部分開示決定（第200600119607号）処分に係る情報開示請求は、原告宮部龍彦が先に行った、条例に基づいて被告が文書を開示する努力義務がある同様の公文書部分開示申出に対して、被告から同様の理由で同様の対応をされたことを受けて、原告宮部龍彦の依頼で行ったものである。従って原告宮部龍彦は本件処分に関係する回復すべき法律上の利益を有しており、行政事件訴訟法第9条の2に基づいて訴えを起こしているものである。